

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 1 9 号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成 1 9 年四日市市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 7 条の規定に基づき本市が徴収する建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下「政令」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下「都市低炭素化促進法」という。）、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成 1 4 年法律第 7 8 号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「建築物省エネ法」という。）に関する事務の手数料について、別に定め</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 7 条の規定に基づき本市が徴収する建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下「政令」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下「都市低炭素化促進法」という。）、<u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律</u>（平成 1 4 年法律第 7 8 号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「建築物省エネ法」という。）に関する事</p>

るもののほか必要な事項を定めるものとする。

(法及び政令の規定に基づく手数料の種類及び額)

第2条 (略)

2 前項の審査において申請に係る建築物が法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査を同項ただし書の建築主事等が審査する場合にあっては、手数料の種類及びその額は、建築物ごとに、別表第1に定める額及び別表第2に定める額とする。

3 第1項の審査において申請に係る建築物の建築が建築物省エネ法第11条第1項ただし書及び第12条第2項ただし書の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に適合するかどうかを審査するときは、手数料の種類及びその額は、建築物ごとに、別表第1に定める額及び別表第2の2に定める額とする。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

務の手数料について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(法及び政令の規定に基づく手数料の種類及び額)

第2条 (略)

2 前項の審査において申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査する場合にあっては、手数料の種類及びその額は、建築物ごとに、別表第1に定める額及び別表第2に定める額とする。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(長期優良住宅普及促進法の規定に基づく手数料の種類及び額)

第3条 (略)

2 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があった場合における認定申請に対する審査手数料の額は、前項に掲げる額に、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額を加算したものとする。

(1) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査と同項ただし書の建築主事等が審査をしない場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額

(2) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査と同項ただし書の建築主事等が審査をする場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額及び別表第2に定める額

3 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定申請に対する審査手数料(同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定によ

(長期優良住宅普及促進法の規定に基づく手数料の種類及び額)

第3条 (略)

2 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があった場合における認定申請に対する審査手数料の額は、前項に掲げる額に、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額を加算したものとする。

(1) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をしない場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額

(2) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額及び別表第2に定める額

3 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定申請に対する審査手数料(同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に

る建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があった場合に限る。)の額は、第1項に掲げる額に、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額を加算したものとする。

(1) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査を同項ただし書の建築主事等が審査をしない場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額

(2) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査を同項ただし書の建築主事等が審査をする場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額及び別表第2に定める額

4 (略)

(都市低炭素化促進法の規定に基づく手数料の種類及び額)

第4条 (略)

2 都市低炭素化促進法第54条第2項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があった場合における認定申請に対する審査手数料の額は、前項に掲げる額に、次の各号に掲げる建築物

による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があった場合に限る。)の額は、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額とする。

(1) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をしない場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額

(2) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額及び別表第2に定める額

4 (略)

(都市低炭素化促進法の規定に基づく手数料の種類及び額)

第4条 (略)

2 都市低炭素化促進法第54条第2項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があった場合における認定申請に対する審査手数料の額は、前項に掲げる額に、次の各号に掲げ

について、当該各号に定める額を加算したものとする。

(1) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査と同項ただし書の建築主事等が審査をしない場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額

(2) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査と同項ただし書の建築主事等が審査をする場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額及び別表第2に定める額

(建築物省エネ法の規定に基づく手数料の種類及び額)

第5条 (略)

2 建築物省エネ法第30条第2項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があつた場合における認定申請に対する審査手数料の額は、前項に掲げる額に、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額を加算したものとする。

(1) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査を

る建築物について、当該各号に定める額を加算したものとする。

(1) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をしない場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額

(2) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額及び別表第2に定める額

(建築物省エネ法の規定に基づく手数料の種類及び額)

第5条 (略)

2 建築物省エネ法第35条第2項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があつた場合における認定申請に対する審査手数料の額は、前項に掲げる額に、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額を加算したものとする。

(1) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算

<p>同項ただし書の<u>建築主事等</u>が審査をしない場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額</p> <p>(2) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項各号に掲げる<u>確認審査</u>を同項ただし書の<u>建築主事等</u>が審査をする場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額及び別表第2に定める額</p> <p>(手数料の納入時期等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 マンション建替え円滑化法の規定に基づく許可の申請を行う者は、<u>第2条第6項</u>に規定する手数料を徴収する事務についての申請の際に、納入通知書により手数料を納入しなければならない。</p> <p>5及び6 (略)</p>	<p><u>基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうか</u>を同項ただし書の<u>建築主事</u>が審査をしない場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額</p> <p>(2) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項<u>ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうか</u>を同項ただし書の<u>建築主事</u>が審査をする場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額及び別表第2に定める額</p> <p>(手数料の納入時期等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 マンション建替え円滑化法の規定に基づく許可の申請を行う者は、<u>第2条第5項</u>に規定する手数料を徴収する事務についての申請の際に、納入通知書により手数料を納入しなければならない。</p> <p>5及び6 (略)</p>
--	---

改正後	
別表第1(第2条第1項関係)	

種類		額
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する確認申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する計画通知に対する審査手数料	床面積の合計が30m ² 以内のもの	<u>12,000円</u>
	床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以内のもの	<u>27,000円</u>
	床面積の合計が100m ² を超え200m ² 以内のもの	<u>63,000円</u>
	床面積の合計が200m ² を超え500m ² 以内のもの	<u>97,000円</u>
	床面積の合計が500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	<u>110,000円</u>
	床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	<u>160,000円</u>
	床面積の合計が2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	<u>239,000円</u>
	床面積の合計が10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	<u>352,000円</u>
	床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	<u>630,000円</u>
2 (略)		
3 (略)		
備考 (略)		

改正前
別表第1（第2条第1項関係）

種類		額
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する確認申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する計画通知に対する審査手数料	床面積の合計が30m ² 以内のもの	8,000円
	床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以内のもの	19,000円
	床面積の合計が100m ² を超え200m ² 以内のもの	41,000円
	床面積の合計が200m ² を超え500m ² 以内のもの	63,000円
	床面積の合計が500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	107,000円
	床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	155,000円
	床面積の合計が2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	231,000円
	床面積の合計が10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	341,000円
	床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	610,000円
2 (略)		
3 (略)		
備考 (略)		

改正後
別表第2（第2条第2項関係）

種類	額
申請に係る建築物が法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査を同項ただし書の <u>建築主事等</u> が審査する場合の審査手数料	(略)
備考 (略)	

改正前	
別表第2(第2条第2項関係)	
種類	額
申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の <u>特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうか</u> を同項ただし書の <u>建築主事</u> が審査する場合の審査手数料	(略)
備考 (略)	

改正後			
別表第2の2(第2条第3項関係)			
種類			額
申請に係る建築物の建築が建築物省エネ法第11条第1項ただし書及び第12条第2項ただし書の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為で	一戸建て住宅	床面積の合計が20	15,000円
		0m ² 以内のもの	
	共同住宅等	床面積の合計が20	16,000円
		0m ² を超えるもの	
	共同住宅等	床面積の合計が30	27,000円
		0m ² 以内のもの	
共同住宅等	床面積の合計が30	42,000円	
	0m ² を超え2,00		

ある場合で、建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号に適合するかどうかを審査する場合の審査手数料	0 m ² 以内のもの	
	床面積の合計が2,000 m ² を超え5,000 m ² 以内のもの	66,000円
	床面積の合計が5,000 m ² を超えるもの	85,000円

備考

この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

改正前

改正後			
別表第3 (第2条第4項関係)			
	種類		額
1 法第7条第1項の規定に基づく建築物の建築に関する完了検査申請又は法第18条第20項の規定に基づく建築物の建築に関する工事完了通知に対する検査手数料	ア 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物の建築に関する完了検査申請又は工事完了通知の場合	床面積の合計が300 m ² 以内のもの	28,000円
		床面積の合計が300 m ² を超え1000 m ² 以内のもの	34,000円
		床面積の合計が1000 m ² を超え2000 m ² 以内のもの	56,000円
		床面積の合計が2000 m ² を超え5000 m ² 以内のもの	79,000円
		床面積の合計が5000 m ² を超え10000 m ² 以内のもの	84,000円

		の	
		床面積の合計が 1,000m ² を超え 2,000m ² 以内のもの	<u>91,000円</u>
		床面積の合計が 2,000m ² を超え 10,000m ² 以内のもの	<u>169,000円</u>
		床面積の合計が1 0,000m ² を超え 50,000m ² 以内のもの	<u>245,000円</u>
		床面積の合計が5 0,000m ² を超えるもの	<u>458,000円</u>
	イ ア以外の場 合	床面積の合計が3 0m ² 以内のもの	<u>29,000円</u>
		床面積の合計が3 0m ² を超え100 m ² 以内のもの	<u>35,000円</u>
		床面積の合計が1 00m ² を超え20 0m ² 以内のもの	<u>58,000円</u>
		床面積の合計が2 00m ² を超え50 0m ² 以内のもの	<u>82,000円</u>
		床面積の合計が5 00m ² を超え1, 000m ² 以内のもの	<u>88,000円</u>

		床面積の合計が 1,000m ² を超 え2,000m ² 以 内のもの	<u>97,000円</u>
		床面積の合計が 2,000m ² を超 え10,000m ² 以内のもの	<u>177,000円</u>
		床面積の合計が1 0,000m ² を超 え50,000m ² 以内のもの	<u>252,000円</u>
		床面積の合計が5 0,000m ² を超 えるもの	<u>464,000円</u>
2	(略)		
3	(略)		
備考 (略)			

改正前			
別表第3(第2条第3項関係)			
種類			額
1 法第7条第1項 の規定に基づく建 築物の建築に關す る完了検査申請又 は法第18条第2 0項の規定に基づ く建築物の建築に 關する工事完了通	ア 法第7条の 3第1項の特 定工程に係る 建築物の建築 に關する完了 検査申請又は 工事完了通知 の場合	床面積の合計が3 0m ² 以内のもの	<u>17,000円</u>
		床面積の合計が3 0m ² を超え100 m ² 以内のもの	<u>21,000円</u>
		床面積の合計が1 00m ² を超え20 0m ² 以内のもの	<u>34,000円</u>

知に対する検査手数料		床面積の合計が200m ² を超え500m ² 以内のもの	<u>49,000円</u>
		床面積の合計が500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	<u>64,000円</u>
		床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	<u>89,000円</u>
		床面積の合計が2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	<u>164,000円</u>
		床面積の合計が10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	<u>237,000円</u>
		床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	<u>443,000円</u>
	イ ア以外の場合	床面積の合計が300m ² 以内のもの	<u>17,000円</u>
		床面積の合計が300m ² を超え1000m ² 以内のもの	<u>22,000円</u>
		床面積の合計が1000m ² を超え2000m ² 以内のもの	<u>36,000円</u>
		床面積の合計が2000m ² 以内のもの	<u>51,000円</u>

		00m ² を超え500m ² 以内のもの	
		床面積の合計が500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	<u>67,000円</u>
		床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	<u>95,000円</u>
		床面積の合計が2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	<u>171,000円</u>
		床面積の合計が10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	<u>244,000円</u>
		床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	<u>449,000円</u>
2	(略)		
3	(略)		
備考 (略)			

改正後
別表第4(第2条第5項関係)

	種類	額
法第7条の3第2項の規定に基づく建築物の建築に関する中間検査申請又は法第18条第28項の規定に基づく建築物の建築に関する特定工程工事終了通知に対する検査手数料	検査を行う部分の床面積の合計が30m ² 以内のもの	26,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以内のもの	32,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が100m ² を超え200m ² 以内のもの	50,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が200m ² を超え500m ² 以内のもの	71,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	77,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	86,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	148,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	211,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	404,000円

改正前
別表第4(第2条第4項関係)

	種類	額
法第7条の3第2項の規定に基づく建築物の建築に関する中間検査申請又は法第18条第28項の規定に基づく建築物の建築に関する特定工程工事終了通知に対する検査手数料	検査を行う部分の床面積の合計が30m ² 以内のもの	<u>17,000円</u>
	検査を行う部分の床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以内のもの	<u>21,000円</u>
	検査を行う部分の床面積の合計が100m ² を超え200m ² 以内のもの	<u>33,000円</u>
	検査を行う部分の床面積の合計が200m ² を超え500m ² 以内のもの	<u>47,000円</u>
	検査を行う部分の床面積の合計が500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	<u>62,000円</u>
	検査を行う部分の床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	<u>84,000円</u>
	検査を行う部分の床面積の合計が2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	<u>143,000円</u>
	検査を行う部分の床面積の合計が10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	<u>204,000円</u>
	検査を行う部分の床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	<u>391,000円</u>

改正後

別表第5(第2条第6項関係)

(略)

改正前

別表第5(第2条第5項関係)

(略)

改正後

別表第8(第5条第1項関係)

種類			額		
建築物省 エネ法第 11条第 1項又は 第12条 第2項の 規定に基 づく適合 性判定の 申請に対 する審査 手数料	住宅	建築物エネ	一戸建ての住宅		5,000円
		ルギー消費	共 住 同 住 住 宅 分 等	総戸数が5以下の	10,000円
		性能向上計		もの	
		画に建築物		総戸数が6以上1	17,000円
		省エネ法第		0以下のもの	
		29条第3		総戸数が11以上	28,000円
		項各号に掲		25以下のもの	
		げる事項が		総戸数が26以上	48,000円
		記載されて		50以下のもの	
		いる場合の		総戸数が51以上	86,000円
		同項に規定		100以下のもの	
		する他の建		総戸数が101以	137,000円
		築物におい		上200以下のも	
		て、当該建		の	
		築物エネル		総戸数が201以	173,000円
		ギー消費性		上300以下のも	
能向上計画	の				
と当該他の	総戸数が301以	185,000円			
建築物にお	上のもの				
ける建築物	共 用 部 分	床面積の合計が3	10,000円		
エネルギー		00m ² 以内のもの			
消費性能確		床面積の合計が3	18,000円		
保計画が同		00m ² を超え1,0			
様の方法に		00m ² 以内のもの			

		より評価されたものである場合			床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	28,000円			
					床面積の合計が2,000m ² を超え5,000m ² 以内のもの	86,000円			
					床面積の合計が5,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	137,000円			
					床面積の合計が10,000m ² を超え25,000m ² 以内のもの	173,000円			
					床面積の合計が25,000m ² を超えるもの	217,000円			
					その他の場合	一戸建ての住宅	36,000円		
					合	共同住宅等	住居分	総戸数が5以下のもの	74,000円
								総戸数が6以上10以下のもの	104,000円
								総戸数が11以上25以下のもの	147,000円
								総戸数が26以上50以下のもの	211,000円
								総戸数が51以上100以下のもの	303,000円
								総戸数が101以上	411,000円

				上 2 0 0 以下のも	
				の	
				総戸数が 2 0 1 以上	5 3 9, 0 0 0 円
				3 0 0 以下のもの	
				総戸数が 3 0 1 以	6 3 3, 0 0 0 円
				上のもの	
			共	床面積の合計が 3	1 1 7, 0 0 0 円
			用	0 0 m ² 以内のもの	
			部	床面積の合計が 3	1 5 5, 0 0 0 円
			分	0 0 m ² を超え 1, 0	
				0 0 m ² 以内のもの	
				床面積の合計が 1,	1 9 4, 0 0 0 円
				0 0 0 m ² を超え 2,	
				0 0 0 m ² 以内のも	
				の	
				床面積の合計が 2,	3 0 3, 0 0 0 円
				0 0 0 m ² を超え 5,	
				0 0 0 m ² 以内のも	
				の	
				床面積の合計が 5,	3 8 9, 0 0 0 円
				0 0 0 m ² を超え 1	
				0, 0 0 0 m ² 以内の	
				もの	
				床面積の合計が 1	4 6 5, 0 0 0 円
				0, 0 0 0 m ² を超え	
				2 5, 0 0 0 m ² 以内	
				のもの	
				床面積の合計が 2	5 4 1, 0 0 0 円
				5, 0 0 0 m ² を超え	
				るもの	
	非住宅建	建築物エネ	(略)		

	<p>建築物（工場等）</p>	<p>ルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第<u>29条第3項各号</u>に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合</p>	
		<p>（略）</p>	
	<p>非住宅建築物（工場等以外）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物</p>	<p>（略）</p>

		<p>省エネ法第 29条第3 項各号に掲 げる事項が 記載されて いる場合の 同項に規定 する他の建 築物におい て、当該建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 と当該他の 建築物にお ける建築物 エネルギー 消費性能確 保計画が同 様の方法に より評価さ れたもので ある場合</p>				
		(略)				
建築物省 エネ法第 11条第 2項又は 第12条 第3項の 規定に基	住宅	建築物エネ	一戸建ての住宅		3,000円	
		ルギー消費	共	住	総戸数が5以下の	6,000円
		性能向上計	同	戸	もの	
		画に建築物	住	部	総戸数が6以上1	10,000円
		省エネ法第	宅	分	0以下のもの	
29条第3	等		総戸数が11以上	17,000円		
項各号に掲			25以下のもの			

づく適合性判定の変更の申請に対する審査手数料		<u>げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合</u>		総戸数が26以上	29,000円	
				50以下のもの		
				総戸数が51以上	52,000円	
				100以下のもの		
				総戸数が101以上	82,000円	
				200以下のもの		
				総戸数が201以上	104,000円	
				300以下のもの		
				総戸数が301以上	111,000円	
				上のもの		
				共用部分	床面積の合計が300m ² 以内のもの	6,000円
					床面積の合計が300m ² を超え1,000m ² 以内のもの	11,000円
					床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	17,000円
					床面積の合計が2,000m ² を超え5,000m ² 以内のもの	52,000円
					床面積の合計が5,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	82,000円
					床面積の合計が10,000m ² を超え	104,000円

				25,000m ² 以内	
				のもの	
				床面積の合計が2	130,000円
				5,000m ² を超えるもの	
		その他の場合	一戸建ての住宅		18,000円
		合	共同住宅等	総戸数が5以下のもの	38,000円
				総戸数が6以上10以下のもの	54,000円
				総戸数が11以上25以下のもの	76,000円
				総戸数が26以上50以下のもの	110,000円
				総戸数が51以上100以下のもの	160,000円
				総戸数が101以上200以下のもの	219,000円
				総戸数が201以上300以下のもの	287,000円
				総戸数が301以上上のもの	335,000円
				床面積の合計が300m ² 以内のもの	59,000円
				床面積の合計が300m ² を超え1,000m ² 以内のもの	79,000円
				床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	100,000円

				の	
				床面積の合計が2,000m ² を超え5,000m ² 以内のもの	160,000円
				の	
				床面積の合計が5,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	208,000円
				の	
				床面積の合計が10,000m ² を超え25,000m ² 以内のもの	249,000円
				の	
				床面積の合計が25,000m ² を超えるもの	292,000円
非住宅建築物（工場等）	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネル		(略)		

		<p>ギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合</p>	
		(略)	
	<p>非住宅建築物（工場等以外）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第<u>29条第3項各号</u>に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の</p>	(略)

		建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合			
		(略)			
建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項に規定する軽微変更該当証明書の交付の申請に対する審査手数料	住宅	一戸建ての住宅	9,000円		
		共用住宅等	総戸数が5以下のもの	19,000円	
			総戸数が6以上10以下のもの	27,000円	
			総戸数が11以上25以下のもの	38,000円	
			総戸数が26以上50以下のもの	55,000円	
			総戸数が51以上100以下のもの	80,000円	
			総戸数が101以上200以下のもの	109,000円	
			総戸数が201以上300以下のもの	143,000円	
			総戸数が301以上上のもの	167,000円	
			共用	床面積の合計が300m ² 以内のもの	29,000円

			<table border="1"> <tbody> <tr> <td>部</td> <td>床面積の合計が 3</td> <td>39,000円</td> </tr> <tr> <td>分</td> <td>00m²を超え1,0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>00m²以内のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積の合計が1,</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>000m²を超え2,</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>000m²以内のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>の</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積の合計が2,</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>000m²を超え5,</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>000m²以内のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>の</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積の合計が5,</td> <td>104,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>000m²を超え1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0,000m²以内の</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>もの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積の合計が1</td> <td>124,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0,000m²を超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>25,000m²以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積の合計が2</td> <td>146,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000m²を超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>るもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	床面積の合計が 3	39,000円	分	00m ² を超え1,0			00m ² 以内のもの			床面積の合計が1,	50,000円		000m ² を超え2,			000m ² 以内のもの			の			床面積の合計が2,	80,000円		000m ² を超え5,			000m ² 以内のもの			の			床面積の合計が5,	104,000円		000m ² を超え1			0,000m ² 以内の			もの			床面積の合計が1	124,000円		0,000m ² を超え			25,000m ² 以内			のもの			床面積の合計が2	146,000円		5,000m ² を超え			るもの	
部	床面積の合計が 3	39,000円																																																																			
分	00m ² を超え1,0																																																																				
	00m ² 以内のもの																																																																				
	床面積の合計が1,	50,000円																																																																			
	000m ² を超え2,																																																																				
	000m ² 以内のもの																																																																				
	の																																																																				
	床面積の合計が2,	80,000円																																																																			
	000m ² を超え5,																																																																				
	000m ² 以内のもの																																																																				
	の																																																																				
	床面積の合計が5,	104,000円																																																																			
	000m ² を超え1																																																																				
	0,000m ² 以内の																																																																				
	もの																																																																				
	床面積の合計が1	124,000円																																																																			
	0,000m ² を超え																																																																				
	25,000m ² 以内																																																																				
	のもの																																																																				
	床面積の合計が2	146,000円																																																																			
	5,000m ² を超え																																																																				
	るもの																																																																				
	(略)																																																																				
建築物省 エネ法第 29条第 1項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法に	(略)																																																																			

能向上計画の認定申請に対する審査手数料(新たに棟を加える変更を行う場合を含む。)	より技術的審査を受けたものである場合				
	その他の場合	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第30条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	(略)		
		上記以外の評価方法により評価されたものである場合	(略)		
			非住宅建築物	申請に係る建築物エネルギー	(略)

ルギ一消費性能向上計画が、建築物省エネ法第30条第1項第1号の規

			定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法に	
--	--	--	---------------------------------	--

			より評価されたものである場合	
建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査手数料(新たに棟を加える変更を行う場	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合		(略)	
	その他の場合	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第30条第	(略)	

合 を 除 く。)		<u>1 項第 1 号</u> の規定に基 づき定めら れた簡易な 評価方法で あって市長 が別に定め る方法によ り評価され たものであ る場合		
		上記以外の 評価方法に より評価さ れたもので ある場合	(略)	
			非 申 住 請 宅 に 建 係 築 る 物 建 エ 築 ネ 物 ル エ ギ ネ ー ル 消 ギ 費 ー 性 消 能 費 向 性 上 能 向 上	(略)

			計 画 が、 建 築 物 省 エ ネ 法 第 3 0 条 第 1 項 第 1 号 の 規 定 に よ り 定 め ら れ た	
--	--	--	--	--

			簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたもの	
--	--	--	---------------------------------	--

			で あ る 場 合	
				(略)

備考

1 から 6 まで (略)

7 複合建築物（住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）の適合性判定の申請に対する審査又は軽微変更該当証明書交付の申請に対する審査をする場合の手数料の額は、住宅部分に応じた手数料の額及び非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じた手数料の額の合計額とする。

8 複合建築物の認定申請をする場合の手数料の額は、住宅部分に応じた手数料の額及び非住宅部分における床面積の区分に応じた手数料の額の合計額とする。

9 共同住宅等の適合性判定の申請に対する審査又は軽微変更該当証明書交付の申請に対する審査をする場合の手数料の額は、次の各号に定める場合については、各号に定める額とする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合
住戸部分の手数料の額及び共用部分の床面積に応じた手数料の額の合計額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の額

1 0 (略)

1 1 (略)

改正前

別表第 8 (第 5 条第 1 項関係)

種類			額
建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく適合性判定の申請に対する審査手数料	非住宅建築物 (工場等)	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	(略)
		(略)	

	<p>非住宅建築物 (工場等以外)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第<u>34条第3項各号</u>に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合</p>	<p>(略)</p>
		<p>(略)</p>	

<p>建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく適合性判定の変更の申請に対する審査手数料</p>	<p>非住宅建築物 (工場等)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合</p>	<p>(略)</p>
		<p>(略)</p>	

	<p>非住宅建築物 (工場等以外)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第<u>34条第3項各号</u>に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合</p>	<p>(略)</p>
		<p>(略)</p>	

<p>建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項に規定する軽微変更該当証明書の交付の申請に対する審査手数料</p>	<p>(略)</p>	
<p>建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料（新たに棟を加える変更を行う場合を含む。）</p>	<p>当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合</p>	<p>(略)</p>

	その 他の 場合	申請に係 る建築物 エネルギー 消費性 能向上計 画が、建 築物省エ ネ法第3 <u>5条第1</u> <u>項第1号</u> の規定に 基づき定 められた 簡易な評 価方法で あって市 長が別に 定める方 法により 評価され たもので ある場合	(略)		
		上記以外	(略)		
		の評価方 法により 評価され たもので ある場合	非 住 宅 建 築 物	申請 に係 る建 築物 エネ ルギ ー消 費性	(略)

				能向 上計 画 が、 建 築 物 省 エ ネ 法 第 <u>35</u> 条 第 <u>1</u> 項 第 <u>1</u> 号 の 規 定 に よ り 定 め ら れ た 簡 易 な 評 価 方 法 で あ っ て 市 長 が 別 に 定 め る 方 法 に よ り 評 価	
--	--	--	--	---	--

				され たも ので ある 場合	
				(略)	
建築物省エネ法 <u>第36条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査手数料（新たに棟を加える変更を行う場合を除く。）	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法 <u>第35条第1項各号</u> に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)			

	その 他の 場合	申請に係 る建築物 エネルギー 消費性 能向上計 画が、建 築物省エ ネ法第3 <u>5条第1</u> <u>項第1号</u> の規定に 基づき定 められた 簡易な評 価方法で あって市 長が別に 定める方 法により 評価され たもので ある場合	(略)
		上記以外 の評価方 法により 評価され たもので ある場合	(略)

			非住宅建築物	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第 <u>35</u> 条第 <u>1</u> 項第 <u>1</u> 号の規定により定められた簡易な評価方法であつ	(略)
--	--	--	--------	--	-----

				て市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
				(略)	
建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査手数料	申請に係る建築物が、建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	一戸建ての住宅			5,000円
		共同住宅等	住戸部分	総戸数が5以下のもの	10,100円
				総戸数が6以上10以下のもの	17,300円
				総戸数が11以上25以下のもの	28,900円
				総戸数が26以上50以下のもの	48,400円
				総戸数が51以上100以下のもの	86,800円
				総戸数が101以上200以下のもの	137,400円

				総戸数が201 以上300以下 のもの	173,600円
				総戸数が301 以上のもの	185,100円
		共用 部分		床面積の合計が 300m ² 以内の もの	10,100円
				床面積の合計が 300m ² を超え 1,000m ² 以 内のもの	18,400円
				床面積の合計が 1,000m ² を 超え2,000m ² 以内のもの	28,900円
				床面積の合計が 2,000m ² を 超え5,000m ² 以内のもの	86,800円
				床面積の合計が 5,000m ² を 超え10,00 0m ² 以内のもの	137,400円
				床面積の合計が 10,000m ² を超え25,0 00m ² 以内のも の	173,600円
				床面積の合計が 25,000m ²	217,000円

				を超えるもの	
		非住宅建築物		床面積の合計が 300m ² 以内のもの	10,100円
				床面積の合計が 300m ² を超え 1,000m ² 以内のもの	18,400円
				床面積の合計が 1,000m ² を超え 2,000m ² 以内のもの	28,900円
				床面積の合計が 2,000m ² を超え 5,000m ² 以内のもの	86,800円
				床面積の合計が 5,000m ² を超え 10,000m ² 以内のもの	137,400円
				床面積の合計が 10,000m ² を超え 25,000m ² 以内のもの	173,600円
				床面積の合計が 25,000m ² を超えるもの	217,000円
その他の場合	申請に係る建築物の共用部	一戸建ての住宅			18,700円
		共同住宅	住戸部分	総戸数が5以下のもの	35,300円

		<u>分以外の</u> <u>部分が、</u> <u>建築物省</u> <u>エネ法第</u> <u>2条第1</u> <u>項第3号</u> <u>の規定に</u> <u>より定め</u> <u>られた簡</u> <u>易な評価</u> <u>方法であ</u> <u>って市長</u> <u>が別に定</u> <u>める方法</u> <u>により評</u> <u>価された</u> <u>ものであ</u> <u>る場合</u>	<u>等</u>	<u>総戸数が6以上</u> <u>10以下のもの</u>	<u>51,200円</u>	
				<u>総戸数が11以</u> <u>上25以下のも</u> <u>の</u>	<u>73,600円</u>	
				<u>総戸数が26以</u> <u>上50以下のも</u> <u>の</u>	<u>111,100円</u>	
				<u>総戸数が51以</u> <u>上100以下の</u> <u>もの</u>	<u>168,100円</u>	
				<u>総戸数が101</u> <u>以上200以下</u> <u>のもの</u>	<u>239,500円</u>	
				<u>総戸数が201</u> <u>以上300以下</u> <u>のもの</u>	<u>309,500円</u>	
				<u>総戸数が301</u> <u>以上のもの</u>	<u>352,100円</u>	
				<u>共用</u> <u>部分</u>	<u>床面積の合計が</u> <u>300m²以内の</u> <u>もの</u>	<u>117,900円</u>
				<u>床面積の合計が</u> <u>300m²を超え</u> <u>1,000m²以</u> <u>内のもの</u>	<u>155,500円</u>	
				<u>床面積の合計が</u> <u>1,000m²を</u> <u>超え2,000m</u> <u>²以内のもの</u>	<u>194,500円</u>	
				<u>床面積の合計が</u>	<u>303,000円</u>	

					2,000m ² を 超え5,000m ² 以内のもの	
					床面積の合計が 5,000m ² を 超え10,000m ² 以内のもの	389,100円
					床面積の合計が 10,000m ² を超え25,000m ² 以内のもの	465,100円
					床面積の合計が 25,000m ² を超えるもの	541,700円
			非住宅建築 物		床面積の合計が 300m ² 以内の もの	93,800円
					床面積の合計が 300m ² を超え 1,000m ² 以 内のもの	124,900円
					床面積の合計が 1,000m ² を 超え2,000m ² 以内のもの	157,300円
					床面積の合計が 2,000m ² を 超え5,000m ² 以内のもの	254,700円
					床面積の合計が	332,600円

				5,000m ² を 超え10,000 m ² 以内のもの		
				床面積の合計が 10,000m ² を超え25,0 00m ² 以内のも の	399,800円	
				床面積の合計が 25,000m ² を超えるもの	469,000円	
		上記以外	一戸建ての住宅		36,800円	
		の 評価方 法により 評価され たもので ある場合	共同 住宅 等	住戸 部分	総戸数が5以下 のもの	74,500円
					総戸数が6以上 10以下のもの	104,800円
					総戸数が11以 上25以下のも の	147,500円
					総戸数が26以 上50以下のも の	211,900円
					総戸数が51以 上100以下の もの	303,800円
					総戸数が101 以上200以下 のもの	411,500円
					総戸数が201 以上300以下 のもの	539,600円

					総戸数が301以上のもの	633,600円
				共用部分	床面積の合計が300m ² 以内のもの	117,900円
					床面積の合計が300m ² を超え1,000m ² 以内のもの	155,500円
					床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	194,500円
					床面積の合計が2,000m ² を超え5,000m ² 以内のもの	303,000円
					床面積の合計が5,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	389,100円
					床面積の合計が10,000m ² を超え25,000m ² 以内のもの	465,100円
					床面積の合計が25,000m ² を超えるもの	541,700円
			非住宅建築物	床面積の合計が300m ² 以内のもの	256,700円	

				もの	
				床面積の合計が 300m ² を超え 1,000m ² 以 内のもの	321,600円
				床面積の合計が 1,000m ² を 超え2,000m ² 以内のもの	415,200円
				床面積の合計が 2,000m ² を 超え5,000m ² 以内のもの	592,600円
				床面積の合計が 5,000m ² を 超え10,000m ² 以内のもの	730,000円
				床面積の合計が 10,000m ² を超え25,000m ² 以内のもの	862,900円
				床面積の合計が 25,000m ² を超えるもの	984,500円

備考

1 から 6 まで (略)

7 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の適合性判定の申請に対する審査又は軽微変更該当証明書交付の申請に対する審査をする場合の手数料の額は、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じた手数料の額とする。

8 複合建築物 (住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以

下同じ。)について、当該建築物の認定申請をする場合の手数料の額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 一戸建ての住宅の手数料の額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 ア及びイの額の合計額

ア 住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

イ 共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号アの額

(4) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の額

9 (略)

10 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)